

青森県報

第五百五十九号

令和五年
一月十一日
(水曜日)

目次

告示

○生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉課) ……
○生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………	(同) ……
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……
○生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………	(同) ……
○生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……
○生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………	(同) ……
○生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) ……
○地域森林計画変更の公表……………	(林政課) ……
○右 同……………	(同) ……
○換地処分……………	(農村整備課) ……

告示

青森県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年一月十一日

青森県知事 三村 申 吾

事業所	事業所名称	事業所所在地		指定期間
		所在地	名称	
株式会社サンライズ	主たる事務所の所在地	上北郡東北町旭南三丁目二九六の二	サンライズ訪問看護ステーション	令和四・七一

青森県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年一月十一日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	再開年月日
山内整形外科	弘前市大字城東四丁目六の一七	令和四・三一

青森県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区分	
三南田九六の	平川市猿賀	の	平川市柏木 町藤山一六	名称	居宅介護事業者
訪問介護		訪問介護		名称	居宅介護事業者
三南田九六の	平川市猿賀	の	平川市柏木 町藤山一六	所在地	居宅介護事業所
		令和 四・九・二六		変更年月日	

青森県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区分	
三南田九六の	平川市猿賀	の	平川市猿賀	名称	居宅介護事業者
訪問介護		訪問介護		名称	居宅介護事業者
三南田九六の	平川市猿賀	の	平川市猿賀	所在地	居宅介護事業所
		令和 四・九・二七		変更年月日	

変更後		変更前		変更後		変更前	
三南田九六の	平川市猿賀	の	平川市猿賀	三南田九六の	平川市猿賀	の	平川市猿賀
地域密着型通所介護		地域密着型通所介護		通所介護		通所介護	
三南田九六の	平川市猿賀	の	平川市猿賀	三南田九六の	平川市猿賀	の	平川市猿賀
		令和 四・九・二六					

青森県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		区分	
三南田九六の	平川市猿賀	の	平川市猿賀	名称	居宅介護事業者
訪問介護		訪問介護		名称	居宅介護事業者
三南田九六の	平川市猿賀	の	平川市猿賀	所在地	居宅介護事業所
		令和 四・九・二七		変更年月日	

青森県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年一月十一日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称		主たる事務所の所在地	生活・日常生活支援の種類	名称		所在地	変更年月日
			介護予防・日常生活支援事業者	名称			介護予防・日常生活支援事業所	名称		
社会福祉法人平川市社会福祉協議会	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	介護予防・日常生活支援事業者	平川市柏木一丁目	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木一丁目	第一号通所事業	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市碓ヶ野一丁目	令和五年一月十一日	
平川市猿賀三南田九六の	平川市猿賀三南田九六の									
社会福祉法人平川市社会福祉協議会	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	介護予防・日常生活支援事業者	平川市猿賀三南田九六の	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市猿賀三南田九六の	サービスタイプ	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市碓ヶ野一丁目	〃	
平川市猿賀三南田九六の	平川市猿賀三南田九六の									

青森県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年一月十一日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称		主たる事務所の所在地	生活・日常生活支援の種類	名称		所在地	変更年月日
			介護予防・日常生活支援事業者	名称			介護予防・日常生活支援事業所	名称		
特定非営利活動法人シヤラテ	特定非営利活動法人シヤラテ	介護予防・日常生活支援事業者	青森市第二問屋町三丁目三	特定非営利活動法人シヤラテ	青森市第二問屋町三丁目三	第一号訪問事業	特定非営利活動法人シヤラテ	青森市第二問屋町三丁目三	弘前市大字富田二丁目六の三	令和五年一月十一日
青森市第二問屋町三丁目三	青森市第二問屋町三丁目三									

青森県告示第十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年一月十一日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分	名称		主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	名称		所在地	変更年月日
			居宅介護事業者	名称			居宅介護事業所	名称		
特定非営利活動法人シヤラテ	特定非営利活動法人シヤラテ	居宅介護事業者	青森市第二問屋町三丁目三	特定非営利活動法人シヤラテ	青森市第二問屋町三丁目三	訪問介護	特定非営利活動法人シヤラテ	青森市第二問屋町三丁目三	弘前市大字富田二丁目六の三	令和五年一月十一日
青森市第二問屋町三丁目三	青森市第二問屋町三丁目三									

青森県告示第十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
特定非常 営利活動法 人ラテ・ シヤリテ	青森市第二 問屋町三丁 目三の三一	介護予防・日常生活 支援事業者
	第一号訪 問事業	介護予 防・日常 生活支 援
訪問介護 ステーション ンダンテ	弘前市大字 富田二丁目 六の三	介護予防・日常生活 支援事業所
弘前市大字 川先三丁目 五の六 グール川 先一〇二 号室	令和 四・〇・二七	変更 年月日

公 告

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、東青森林計画区に係る令和三年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六

条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び東青地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、三八上北森林計画区に係る令和二年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び三八地域県民局地域農林水産部及び上北地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

令和五年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、三省地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

令和五年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
----------------------------------	---	-----------------------------